

西日本入会林野研究会 会 報

(第12号)

『入会林野等の活用と今後の課題』

(第12回シンポジウム)

〈報告要旨〉

- 樋原上第一区生産森林組合の現在と将来 和田政利(1)
入会林野整備後の生産森林組合の経営状況について 江崎浩二(3)
財産区から生産森林組合への移行について 井原直幸(5)
佐賀県における生産森林組合の現状と問題点 山上三郎(8)

〈シンポジウム〉

- I 報告に対する事実確認 (12)
II 入会整備に関する問題 (14)
III 生産森林組合の運営 (17)
IV 入会権に関する法的問題 (21)

〈大会記事・総会報告〉

1987.8

西日本入会林野研究会

樺原上第一区生産森林組合の現在と将来

樺原上第一区生産森林組合長 和田政利

1 地域の概要と山林

大阪から中国自動車道を下ると、兵庫県と岡山県の県境にある杉坂トンネルに出る。このトンネルを抜けて山間を西に進むと、美作インター手前3kmの地点に樺原パーキングがある。その右手に点在する戸数180戸、農地面積60ha、山林150ha、ため池6か所が見渡せる集落が私たちの村である。

この山林のほとんどはアカマツ林で、その他の若干の雜木とともに、これまで薪炭材の供給源として生活に密着してきた。その山すそは採草地として農耕牛の飼料や堆肥の供給源として利用してきた。しかし、昭和45年頃から、エネルギー革命による生活の変化、農業の機械化により、これらの山林の利用度は衰微をきたしてきている。

私たちは、この山林の活用方法について、新しい活路を見出すべく、有志相い寄って談じ合った。この時、生産森林組合の話が提起された。

私の村のアカマツは、戦後に制定された新制中学校の校舎建設のために利用されたり、国鉄の停車駅を誘致した時の必要経費の財源として重要な役割を果した。思えば、公共施設等のための貴重な森林資源である。この財産を本来の目的のために生かす為に、これを個々に分割するよりも、法人として経営するのが最善の方法である、この考え方により、組合設立が実現した。

2 入会林野

部落内の山林150haのうち、旧部落有入会は100haにのぼる。登記は代表者名義であった。

個人分割利用（5年ごとに割りかえ）を行なってきたが、林野の利用目的が変化したことおよび主林木たるアカマツが48年頃から松喰虫の被害を受け始めたことにより、新たに造林を行なうようになってきた。このような利用変化にともない、個人分割するか、それとも集団経営方式をとるか、という二者択一を迫られたのである。

私たちの部落は、180戸という大所帯であったためこれを3区に分け、各区が独自にその将来を決める事となつた。私の属する第一区は、生産森林組合の設立を決定した。その理由は、次の通りである。

① この山林の99%が部落内にある2つのため池の水源となっている。

② 分割の場合は、個人登記となり、売買等により他地区にこれが流れるおそれがある。

③ 森林施業が計画的に行なえるし、県や町の指導が集団的に受けやすい。

④ 個人分割は、無計画な開発を招くおそれがある。

以上の点から、区内59名の参加を得ることができた。

3 生産森林組合の経営上の問題

時代の急速な変化にともない、設立後2年にして、次のような問題が生じてきた。

① 組合員の高齢化、後継者不足（不在）による組合員としての権利放棄、離脱

② 木材および林産物価格の低迷による経営意欲の低下

③ 諸税、諸経費の増加

私たちは、これらの問題を解決し、組合活動を積極的に行なうため、次のような方策をたて、実行している。

① 県および町の指導、助成による松茸発生環境整備事業への取組み

② 諸経費の節減および国や自治体に対する諸税の負担減の要望（資本金減額による法人税の軽減）

③ 自然環境を破壊しない林地の利用の拡大（キャンプ場、松茸狩など）

④ 間伐、枝打ち等の実施による優良林の育成

生産森林組合をとりまく環境には厳しいものがあるが、私たちはこれを克服して、実のある組合を行なってゆきたいと思っている。

組織・出資

設立	昭和59年6月19日
組合員	48人
理事	8人
監事	2人
出資口数	116口
現物出資	(1160万円)

事業の状況

育林	スギ、ヒノキ間伐、下刈等の保育やアカマツ林の下草刈り、除伐等を松くい虫駆除とともに行なっている。
販売	松くい虫被害木の一部をパルプ及び用材に販売、雑木林の一部を希望者に販売
労務	下刈除伐に組合員一人当たり年間三日の労務を義務づける。

140 生産森林組合の現況

年 度 都道府県	組合数	組合員総数	払込済出資金 千円	組合の經營する森林面積 ha	
				組合	人
昭和58 .59	2,910(3,228) 2,958(3,277)	283,403 288,254	27,814,976 28,088,273	332,747 343,793	
鳥取 島根 岡山 広島 山口	90 (90) 77 (103) 37 (38) 107 (107) 20 (21)	4,789 6,590 2,927 11,902 1,350	289,769 415,604 249,820 588,011 79,488	5,334 6,543 1,822 9,034 985	
滋賀 香川 愛媛 高知 福岡	5 (5) 12 (12) 99 (113) 63 (168) 54 (55)	218 1,790 10,531 2,141 5,765	10,105 93,691 363,307 177,252 759,757	516 965 3,197 3,074 2,320	
佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎	117 (160) 106 (166) 13 (13) 127 (127) 51 (66)	7,657 8,539 958 13,048 5,153	807,383 302,970 76,842 595,441 420,507	4,259 10,087 481 8,630 12,310	
鹿児島 沖縄	59 (62) — (—)	8,431 —	557,599 —	5,013 —	

資料：林野庁森林組合課調べ。

注：1) 漢字の数値は、調査票提出組合であり、()内書は設立組合数である。

2) 各年度末現在の数値である。

入会林野整備後の生産森林組合の経営状況について

福岡県水産林務部林政課 江崎浩二

福岡県の生産森林組合は、昭和59年度末で入会林野整備によるものが39組合、整備以外によるものが16組合、計55組合である。

これら生産森林組合の経営状況をみてみると、他県と同様、組合員の老齢化、山林経営に対する意欲の減退、税金の支払等資金面での困難さ、経理関係等事務処理能力の乏しさ等苦境に立たされているというのが実状である。

ただ、福岡市、北九州市という二つの政令指定都市と20万都市の久留米市を擁しており、大部分の生産森林組合は都市近郊に位置していると言える。

こうした地理的条件をふまえて福岡における生産森林組合の経営を考えると、これまでの植林を中心とした林業経営以外に、生産森林組合が木と接触する場所を提供するという森林の保健文化的機能に着目した都市近郊型の森林経営を行えるのではないか、少なくともこの点について検討してみる必要があるのではないかと思う。

そこで、「昭和60年度森林組合一斉調査」を行っていく中でこれは都市近郊型の生産森林組合の経営のヒントになるのではないか、と考えられる事例に出会うことができたので紹介したいと思う。

この生産森林組合は組合員数189、経営山林面積20ha、資本金950万円という組合であり、昭和59年度に入会林野整備によって設立されている。

当組合で注目すべきところは、生産森林組合の所有地の一部（原野、500m²）を賃貸し、そ

の賃借人はそこにプール施設を導入してスイミングスクールを営んでいる点である。

賃貸借の内容は、賃貸借の期間は、入会林野整備の終了した翌年の昭和61年1月1日から5年間となっており、賃料は1ヶ月7万円（年間84万円）である。参考までにスイミングスクールの経営状況は、有利な地理的条件もあって生徒数は順調に伸びており、現在では収支も黒字に転換しているということである。

この年間84万円という収入は、大したことないと考えられるかもしれない。しかし、福岡県内で現在設立されている55の生産森林組合の現状をみると、その大部分が経営収支の悪化に直面し、年間5万円～10万円の税金（法人住民税の均等割）を納めることにも大変苦労している。また、木材価格の低迷等近年の林業をとりまく情勢は極めて厳しいものとなっている。したがって、この年間84万円という地代収入は生産森林組合の存立のためには欠かせないものであり、これによってかろうじて経営の維持がなされていると言える。

ただ、ここで問題となることがある。それは、土地を提供してスイミングスクールを経営することが生産森林組合の附帯事業として認められるかどうかということである。そこで、「生産森林組合の附帯事業の要件」に関する林野庁の統一見解をみることにしよう。

生産森林組合の附帯事業については、これまで森林経営に附帯する範囲内のものとして運営されるべきであるとされ、具体的には製炭、チップ製造、製材等の事業が認められるものとさ

れてきた。ところが、最近における林業生産活動の低下及び森林の保健文化的利用の高まりなどによって生産森林組合の事業に附帯事業が取り込まれる事例が多くみられることから、別記「生産森林組合の附帯事業の要件」を満たす附帯事業であれば法律上できないものではないとされた。

前述した当県の生産森林組合は、貸地によって年間84万円の収入を得ているわけであるが、これは附帯事業の内容・規模とともに別記「生産森林組合の附帯事業の要件」を満足している。

前述したように、当県の生産森林組合もそのほとんどが経営悪化に直面しているが、これは林業不況の中で整備対象地（経営対象地）を林地、採草放牧地、樹園地に限定し、そこでの植林を中心とした土地の高度利用を図ろうとした点に無理があったとも言えるであろう。

福岡県の場合は、生産森林組合が都市近郊に位置しているという有利な地理的条件を有しているので、森林の保健休養的機能に着目した森林経営を行うことができ、「生産森林組合の附帯事業の要件」を満足する限り、こうした経営を積極的に取り入れていくべきではないだろうか。年間5万円～15万円の税金を納めることについても大変苦労し、これによって経営の危機

に直面している生産森林組合が多数存在するときだけに、こうした森林経営について十分に検討を行う必要があると思う。そういう意味で、前述した生産森林組合がこうした森林経営を考える際に少しでも参考となれば幸いである。

資料-1 生産森林組合の附帯事業の要件

1 附帯事業の規模

生産森林組合の主たる事業は「森林の経営」であり、附帯事業は従たる事業であることから生産森林組合の事業規模等の面で2分の1未満であることが必要であり、具体的には次の条件によって判断されることとなる。

- (1) 将来の山林収入を平年ベースに割り戻した額>附帯事業による事業収入
- (2) 組合経営山林面積 × 1/2 > 附帯事業の利用面積

2 附帯事業の内容

- (1) 附帯事業は、その性格上主たる事業に必要なものであるか、又は附帯事業による収益は主たる事業である森林経営にあてるものであることが必要とされる。
- (2) 附帯事業による森林の転用等によって、主たる事業である森林の経営に支障をきたさないことが必要である。

表 整備前後の利用及び経営形態（61年3月末累計と60年度分）

区分	総数	整備前の利用形態				整備後の経営形態		
		共同	直轄	分轄	契約	協業	個別	
累計	面積 (ha)	490,235	144,972	185,832	138,885	20,546	301,568	188,667
	比率 (%)	100.0	29.6	37.9	28.3	4.2	61.5	38.5
60年度	面積 (ha)	10,902	2,879	3,159	4,186	678	5,294	5,608
	比率 (%)	100.0	26.4	29.0	38.4	6.2	48.6	51.4

財産区から生産森林組合への移行について

広島農業短期大学 井 原 直 幸

1 はじめに

私が広島県の入会林野コンサルタントを引受け以来、入会林野問題に関心を覚え、県内の生産森林組合のいくつかについての実態調査をする機会に恵まれた。

今回の発表についても、その一環としてあり、広島市安佐北区にある財産区を生産森林組合へ移行したいという住民側のたっての希望がある地域について、調査した。

今日の状況は、三入財産区の一員である南原地区の住民たちが、過去の森林の沿革をふまえた上で、自分たちには入会権があることを主張し、自分たちが管理している三入財産区内の森林の一部を、生産森林組合にもっていきたいと希望しているのが現段階であって、実際に生産森林組合を設立したというわけではない。

したがって、ここでも、地区住民たちが希望している生産森林組合への移行を実現していく上でのその可能性と、その際に考慮すべき問題点について論じていく。

2 地区の概況

問題提起の地区は、昭和47年4月に広島市が政令指定都市となる際に、広域市町村合併によって広島市に組入れられた地区であって、合併前は可部町といわれていたところである。

広島市の北方約16kmの地点にあり、広島平野の出口部、いいかえると中国山地の入口にあたる地域で、広島県西部を流れる太田川の中流部に位置する。国道54号線が町の中央を南北に貫通し、さらに太田川上流地域へ至る加計街道（国道191号線）との分岐点もある。

三入財産区は、この旧可部町の北方に位置し、行政的には広島市安佐北区南原の森林（入会林野）である。堂床山、冠山、備前坊山を背景とした南向きの山岳斜面にあり、南原峡の名で親しまれている名峡もあるので、一部は南原峡県立自然公園の指定もある。加賀津の滝の渓谷美とともに、景観的にも優れた都市近郊の地であるから、春から秋にかけてはハイキングやキャンプ等の行楽客で賑わいを見せる。

気候的には、瀬戸内海気候に属しているが、中国山地の入口にあたるためやや内陸性的気候の特徴も兼備している。年平均気温は14.8℃である。

3 三入財産区の沿革および入会慣行

以前に南原村有林であった頃の記録は、現在何も残っていないが、口碑によれば、往古から南原部落の所有に属し、野山と称されていたときである。

森林の沿革については、藩制当時から南原部落民の入会林野であって、近隣町村に対しては、鎌掛によって薪として利用してもよく、日常の薪材、柴草の刈取りのための入会慣行があるとの裁判記録が残っている。なお、六種木（マツ、スギ、ヒノキ、モミ、ツガ、クリ）については禁伐とし、専らその保護育成に努めることとされていた。だが、このような入会慣行に関連して、明治9年に、近隣町村との間に紛争がひき起こされている。

この係争は、十余年続いたとあるが、明治19年に大阪控訴院が南原村………伐木権の慣行を認む

近隣町村……薪のみ入会刈取権はあるが、伐木権は認めない。
という判断をだして、南原村の勝訴になったという過去のいきさつがある。

その後明治43年来から、部落有林野を市町村有林野に統一をはかる政府の公有林政策が強まることとなり、また県当局の勧奨もあって、「自治の円満なる発展を図り、村財政の基礎を強固にし、かつ林野利用の開発に資するため」に、三入村村有林として林野統一がなされた。それは昭和10年4月のことであり、南原区有財産統一整理条件に基づき、部落住民の有する入会慣行は従来通り存続させるという条件付きでの林野統一であった。その当時に、このような林野統一のあったことが、現在において、生産森林組合への移行をよりむずかしくしてしまったといえるであろう。

この三入村有林は、昭和30年、町村合併に伴って可部町になる時点で、合併の協議書にしたがい、三入財産区となって、今日に至っている。

その三入財産区の管理・運営には、財産区するために一時区議会の設置を考えられたこともあったが、今日までずっと管理会によって行われている。この管理会は、過去のいきさつから、南原部落から4人、他に桐原、上町屋、下町屋から各1人の合計7名の委員選出で構成され、南原地区の意向をよく反映できるような選出方法がとられている。

4. 森林の状況

三入財産区の森林の現況は、昭和30年に官行造林、また昭和39年に公団造林の契約が締結されていることもある人工林の比率が高くなっている。

さらに、特別縁故林の中には南原地区住民が昭和16年に植栽したスギ3.0ha、ヒノキ4.2haが含まれ、また昭和39年に行ったスギ2.0haの自

然造林地がある。これらについては、昭和51年までつる切り、下刈りなどの保育作業が続けられていた。

全体的にみると、東側北半分から東端にかけて人工造林地が集まっており、西側南原峡一帯は県立自然公園に指定されていることもある、この地域特有のアカマツ林、暖帯広葉樹林で覆われているともいいうことができる。

5. 生産森林組合への移行について

森林の沿革については上述のとおりであるが、このような歴史的経過からみると、この場合、南原部落だけがこの村有林あるいは財産区に地上権としての入会権があるものとして残っている。そして他の3部落には入会権にかかわりがないということが、この三入財産区の特徴として考えられる。ここで入会権のない財産区とは何なのか、ということが問題となるであろう。

南原部落においては、旧来から戸主会が設置されていて、この戸主会が入会山の管理と運営にかかわってきている。そういうことから、戸主会では、入会林野近代化法の適用に関連して、生産森林組合への移行をめざすために、昨年6月に広島市長あてに「6割地積および風致林の入会権の確認を求めるための嘆願書」を提出している。

この嘆願書に対する広島市側からの回答はまだあるが、市側としてもこの地区住民の入会権確認の問題については検討がなされていることと思う。

南原部落の住民たちが生産森林組合への移行を今回強く望むのは、①財産区のままでは法律的にあいまいなところが多いこと、②入会権だけに頼っていても現在では権利関係について不安定な要素が多いこと、③昔からのいきさつを体験し、良く精通している長老の方々が精励されている現在が適切なこと、などからである。

そのための根拠とするところは、昭和10年の林野統一整理条件の中に述べられているように、南原収益地である「6割地積から生ずる産物に對しては永久に無償で当該部落民に交付する」とした条件からあって、この6割地積の森林に対して、生産森林組合への移行を希望しているのである。

財産区から生産森林組合への移行を決めていくための行動は、当然、管理会の議決を経なければならない。だが、その委員の選出方法が、委員7名中4名を南原地区委員が占めるような構成であることから、南原地区の意向は強く反映できるし、その際南原地区委員の团结があれば、多数決の原理にしたがって、その意向を強力に押し通すことも可能となるであろう。だが、これも他地区委員の感情的なもつれをひき起こさないような方法、態度であることが望ましいし、必要な条件であると思われる。

しかし、このことについては、広島市側が南原地区住民の入会権の存在を認めてくれさえすれば、過去の森林の経緯もあることであるから、また他地区的委員の方も市が認めているんだという理由から、生産森林組合への移行に対する管理会の議決にも容易に賛成が得られることがあるかもしれない。

林野統一条件に基づくと、6割地積の産物を永久に……とあるが、ここでいうところの産物の解釈が、立木でなく薪という程度の範囲であるとすれば入会権の範囲も小さくなるし、また立木を含むような解釈をすれば地区住民のいうような入会権が確認されてくるものと思われる。広島市側はどのように考えるのであろうか。

つぎに、財産区の管理者である広島市長は、その後の財産区財産処分に対しての市議会の同意議決を得る必要があるが、これがうまくできるかどうかについても問題となるところである。市議会の同意議決が得られるように市としても議員に対しての根回しがいるかもしれない。

さらに、財産区の中で6割地積の中にある官行造林、公団造林地をどのように取り扱うかも問題となるところである。伐期が近づくにつれて収益をいかに分配すべきかその方法がよくわかっていない。財産区と住民側との間に分収の規定を定めていないところに対してひっかかるがでてくる恐れも残されている。いずれにしても早い時期での解決が望まれるし、そのことが生産森林組合への移行を容易にすることも考えられるからである。

表 整備後の経営体(61年3月末累計)

区分	実数			構成比		
	経営体数	構成員	面積	1経営体当たり面積	構成員	面積
総 数	125,371	398,123	490,235	3.9	100.0	100.0
法る人協形業に經よ營	計 2,764	240,420	277,749	100.5	60.4	56.7
生産森林組合	2,679	235,176	272,404	101.7	59.1	55.6
農事組合法人	81	5,078	5,003	61.8	1.3	1.0
その他の	4	166	342	85.5	0.0	0.1
その他共有による経営	888	35,984	23,819	26.8	9.0	4.8
個別経営	121,719	121,719	188,667	1.6	30.6	38.5

(注) 1 法人形態による協業経営の「その他」は有限会社及び株式会社である。

2 同一の権利取得者が2以上の経営体の構成員となるもの(個別、生産森林組合)があるので、構成員総数は権利取得者総数とは一致しない。

佐賀県における生産森林組合の現状と問題点

佐賀県生産森林組合協議会 山上三郎

1 生産森林組合設立の現状

佐賀県下の生産森林組合の設立は、表1の通り、44年から50年までが設立の最盛期であり、60年末現在で合計163（うち3組合が解散）となっている。現在、整備中の集団が20件あり、これが完了すれば180組合となる。

現在、160組合の所有山林面積の合計は、表2の通り5.962ha、組合員数9,991名で、1組合あたり平均37ha、62組合員を擁する。1名の組合員あたりの経営面積をみると、0.5haと全国平均の1.1haの半分に満たない。表3によれば、10haから40haを所有し、かつ、30名から100名を擁する組合が最も多く、全体の40%強となっている。出資金についてみてみると、1,000万円以上の組合が29組合（18%）、それに満たない組合が131組合（82%）となっている。

2 組合がかかえる問題

60年度に生産森林組合の一斉調査を行なったが、調査表を提出した組合は、126にのぼる。以下、その結果をみてみたい。

全組合の損益は、グラフ1によれば、欠損金5,124千円となっているが、これは想像していたより少ない。しかし、その内容を分析すると、前年からの事業外収益や特別収益を主とした繰越剰余金があったため、当年度欠損金、15,736千円がかすんでしまっている。しかし、通常の年度は、当年度欠損金程度となっている。また、グラフ3およびグラフ4で見る通り、総収益が49,527千円で、そのうち事業収益がわずか6,979千円（14%）、特別収益は4,874千円（10%）最も大きいものが事業外収益の37,674千円（76%

%）となっており、このうちの事業収益を計上している組合はたったの6組合で5%にも満たない。この収益内容は、立木販売代金が主で、うち1組合は、有明海特産ののり竹用として竹材を販売している。このように、96%の組合において事業収益がない。それは、所有山林の立木が伐期齢に達していないこと、あるいはそうでなくとも、現在の材価では売るにも売れないと理由としてあげられよう。

グラフ3でみるとわかるように、事業管理費や住民税を支払うための総収益は、費用の78%程度で、不足分は、借金で賄っている。なお、126組合の半分に借入金のあることがグラフ2でわかる。この借入金内容をみると、先行投資ともいえる保育事業等に必要な造林資金や、基盤整備となる林道開設に必要な林道資金等の制度資金を利用し、組合の活性化を図っている組合は、わずか2%にすぎない。また、90%の組合が事業管理費等の運営費不足から、借金をしているのである。

その他、組合員の高齢化により、直営事業が困難になってきており、公団造林等の分収造林が進むという問題もでできている。

3 佐賀県生産森林組合協議会の機能

佐賀県で従来から問題だったのは、整備前の会計処理やその報告、または役員の変更などは、単に区の総会等で処理することができたものが、入会林野整備後は、様々な法律に抵触しないような運営が必要となったことである。そのため、ほとんどの組合が県や市町村に相談をもちかけていたが、当時、すでに役員変更登記の懈怠に

よる過料や、会計処理の不備から支払う必要のない税金を支払うといった事態がでていた。そこで、県が中心となって当時入会林野整備事業の推進を中心に業務を進めていた、現在の佐賀県生産森林組合協議会にこの業務を委託し、事務的な点での支障が生じないよう、研修事業を実施するようになった。その効果を確認するため、今年第一回めの研修会（138組合が参加）で会計処理についての簡単なテストを実施したところ、平均点が65点という好結果となり、我々も非常に喜んでいる。参加者もこの研修には、きわめて熱心であった。そのために、この研修をさらに継続することになった。

ところで、全国的な問題である法人住民税均等割が、佐賀県の場合、出資金1,000万円以上の29組合の納める県、市町村民税は、435万円、1,000万円以下の131組合の納めるそれは、655万円となっている。事業管理費等に占める住民税の割合は、平均で1,000万円以上の組合では26%、それ以下の組合では8%となっている。これが収益の少ない組合においては、50%から70%になっており、税金を支払うために組合をつくったようなものだと嘆く声を聞く。

これに対応するため、協議会を中心として、自治体に対し、減免や救済措置を要望しているが、その成果もばらばら出はじめている。

しかし、このような法人住民税の問題から、整備事業中止といった地域も出ており、この点の問題は重大である。

なお、出資金1,000万円以上の組合においては、ひとつの解決方法がある。それは、現在は、材価低迷のため組合資産たる森林の価値が低下していることを考慮して、実勢価格に合った出資金に減額する方法である。我々は、この点を検討中である。

もっとも、この方法とて、決して根本的な解決にはならない。一部の組合では、残念ながら解散を検討しているところもある。しかし、組合の解散については、清算所得に対する課税が予想されるので、慎重に対応する必要がある。

生産森林組合の直面する問題のひとつは、前述のような住民税である。地方税法の改正を含めた住民税の軽減を全国的規模で国に要望することは、森林の公益性、その多目的利用の見地から重要であるといえる。現在、生産森林組合は、民有林経営の中核であり、その活性化は、森林組合そのものの活性化につながる。そして、農業協同組合と比較して、生産森林組合、森林組合とも事業の範囲が狭きに失しておらず、その拡大も、森林組合法の改正の中で検討されるべきであろう。

表1 年度毎生産森林組合設立の推移

年 度	40年以前	44	45	46	47	48	49	50	51～55	56～60	計
設立組合数 (一般)	14	7	16	15	15	15	9	15	32	25	163
解散組合数									3	0	3
年度末組合数	14	21	37	52	67	82	91	106	135	160	160

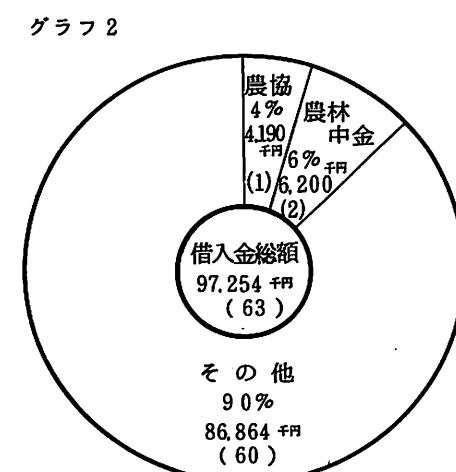
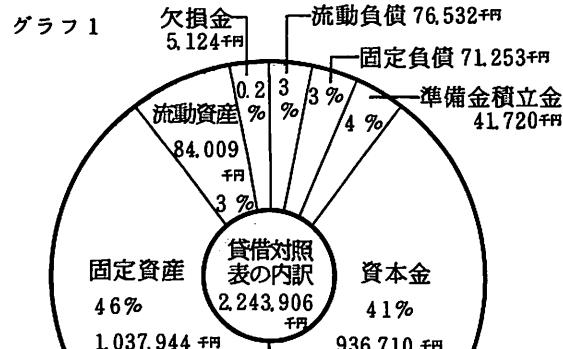
表2 組合全体の経営規模

160組合

組合員数	9,991名	1組合当り	62人
面積	5,962ha	々	37ha
出資総額	110,206.2千円(160)	々	6,887千円
土地	589,779(160)	々	3,686千円
立木	460,314(79)	々	5,826千円
現金	47,415(150)	々	316千円
その他	4,554(1)	々	4,554千円

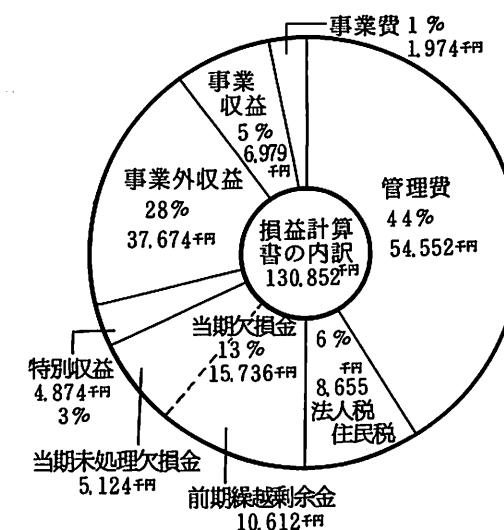
表3 組合員数別組合数

区分	10人以下	20人々	30人々	40人々	50人々	100人々	200人以上	計
5ha未満		1	1	1	3	2	1	9
10々		5	3	2	10	6	4	30
20々	1	4	4	8	4	15	4	40
30々	1	1	2	4	4	5	2	19
40々		1	1	4	3	4	4	17
50々		1	1	1	2	4	2	11
100々			3	2	5	10	5	25
100以上			1	1	1	3	3	9
計	2	13	16	23	31	49	25	160

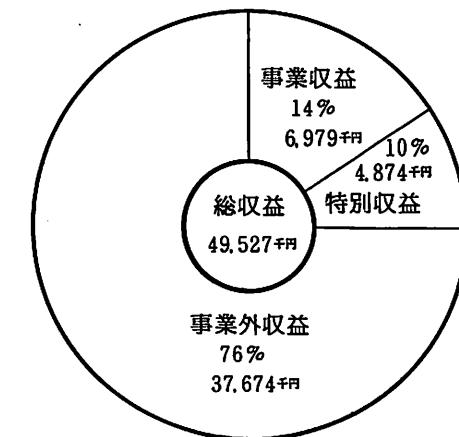


- 10 -

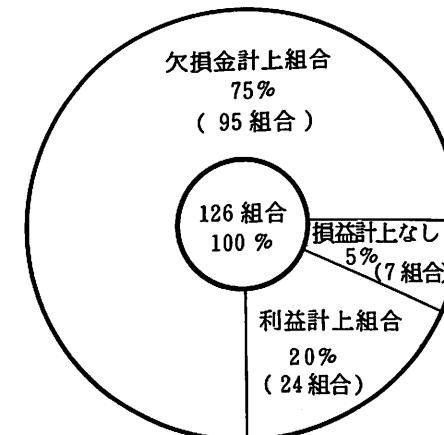
グラフ3



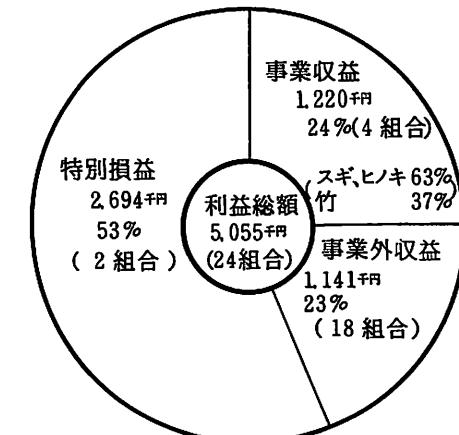
グラフ4



グラフ5



グラフ6



- 11 -

<シンポジウム>

司会 中尾英俊（西南学院大学法学部）
松原 功（山口県椎茸農業協同組合）

発言者（発言順）

岡本 美昭（岡山県高円生産森林組合）	足立 紀彦（大分県林政課）
和田 政利（岡山県樺原上第一区生産森林組合）	森田 栄一（林野庁森林組合課）
鷹取 治一（岡山県樺原上第一区生産森林組合）	松尾 勝彦（長崎県林政課）
野 上 弘（広島県南原共有山戸主会）	長浜 安雄（鹿児島県林業振興課）
山上 三郎（佐賀県生産森林組合協議会）	実松 敬行（佐賀県林務課）
小味 章秀（高知県林業課）	金城 義男（沖縄県林務課）
松尾 忠孝（熊本県林政課）	神菊 慶一（宮崎県林産課）
江崎 浩二（福岡県林政課）	山本 照之（岡山県高山生産森林組合）
矢野 達雄（愛媛大学法文学部）	神崎 五一（岡山県佐屋生産森林組合）
井原 直幸（広島農業短期大学）	洲浜 寿晴（島根県林政課）
酒井 利幸（大分県九重町）	昭山 匠敦（山口県治山課）
佐川 義則（愛媛県林政課）	久保 逸美（広島県乃美尾下組生産森林組合）
岡森 昭則（九州大学農学部）	関 隆（高知県林業課）
音田 治一（鳥取県米子地方農林振興局）	江口 是彦（鹿児島県下曾瓦村入会組合）
西森 正信（高知県木材振興課）	浜崎 嵩豊（鹿児島県大島郡大和村村長）

<はじめに>

司会（中尾） 参加者より寄せられた質問等を分類すると、報告に対する事実確認を中心としたもの、入会整備に関する問題、生産森林組合の運営上の問題、入会権に関する若干の法的な問題、の4つに分かれる。以下この順序で討議を進めたい。

I 報告に対する事実確認

<樺原上第一区生産森林組合について>
(岡本) 和田さんの報告では、高齢化等の理由で出役に参加しない者が増えてきているということだが、出不足金の経理上の扱いはどうさ

れているか。従事分量配当の対象となっている特例を侵害しない方法で統一見解を立てられていたら教えて欲しい。

(和田) 我々の生産森林組合では、やや特殊な方法をとっている。担当役員の方から説明したい。

(鷹取) わが組合では、組合員はあくまで作業に出役するという原則をとっており、出役日に参加できない者は代人をたてたり、高齢者はお茶汲みなどを分担させたりしている。

(野上) 同組合の場合、旧入会権者は60名だったとのことだが、現在の組合員は48名となっている。その間の経緯についてお聞きしたい。

(和田) 組合設立後、脱退者が出て減少

した。脱退者に対しては、出資金を返し、その後、資本減額登記をしている。

<佐賀県生産森林組合協議会について>

司会（中尾） 山上さんに対して、洲浜さんから、生産森林組合協議会の事業内容、運営費などについて具体的に説明してほしい、という意見がでている。

(山上) この協議会は、一般会員、法人会員、賛助会員から成る。一般会員とは、現在整備中の入会集団、法人会員とは、生産森林組合および農事組合法人（入会地内に農地があった場合）賛助会員とは、市町村および森林組合関係者をいう。一般会員は、整備事業に着手した年度に加入金を納入するほか、通常会費として均等割り（1組合あたり）5,000円、面積割り（1ヘクタールあたり）200円、また、事業完了時に2万円を納入する。法人会員は、加入金2万円、均等割り（1組合あたり1万円）を納入する。賛助会員からは、会費は徴収していない。同協議会の予算は、昭和60年度は約900万円だったが、61年度は整備事業縮少のため約800万円となっている。職員は、私が専従しているほか、適宜、臨時職員を設けている。その運営として、整備計画書の作成に関する援助、事業に関する調査、生産森林組合等の運営に関する指導、会員の研修などの事業を行なっている。

(小味) 研修内容などを教えて欲しい。

(山上) 研修は、毎年2、3回ほど行なっている。その内容としては、簿記、税務、決算のほか、登記の問題があげられる。講師は、農業協同組合講修所の簿記の先生、あるいは同組合の理事、公認会計士、法務局職員などに依頼している。なお、このような研修のはかに、各組合に対し、随時、相談にのっている。

<生産森林組合の附帯事業の要件>

(松尾忠) 江崎さんの報告事例では、森林面積が20haのことだが人工林率はどうなっているか。

(江崎) 人工林は13ha、残りは未造林地となっている。

(松尾) 都市近郊における生産森林組合では組合員の兼業化が進んでいるが、組合員の従事義務はどのようにになっているか。借地料収入は林業經營に対しどのように寄与しているか。民間活力の導入が困難な地区に対してはどのように指導されているか。

(江崎) 組合員の50%従業を達成するため、できるだけ従事するよう伝えている。私の報告地区では、民間活力による資金は、植林費や総会費などに充当されている。

(松尾) 経営の厳しい生産森林組合に対する今後の指導のため、昭和58年に調査されたとのことだが。

(江崎) 私自身の調査は今年始めたものだ。5月の入会担当者会議の時に、先程紹介した組合のいわば文化的機能を充実させるべきとの意見が出て、この事例を知ることができた。今後の指導については、まだ検討中だ。

<三入財産区について>

——入会権者の意見を合わせて——

(矢野) 井原さんの報告地域における「4割地積」については、入会整備ができないといわれるが、これは昭和10年林野統一時にこの土地の入会慣行がなくなったということに由来するようだ。しかし、そのような過去のいきさつはともかく、この「4割地積」と入会地たる残りの「6割地積」の間に、現在の管理状況に違いがあるか。

(井原) 「4割地積」の所有者たる三入財産区の管理については、南原部落が最も強い影響力をもっている。

(矢野) 「4割地積」と「6割地積」の管理状況がそれほど違ないとすると、両方とも入会地ということにならないか。

(井原) 三入財産区管理会委員は、南原部落から4名、他部落から1名づつ合計3名が選出されている。問題は、他部落がどのような意向をもつか、という点にあろう。ただ、この「4割地積」についても、南原部落が相当の管理を行なっている状況なので、他部落の同意があれば全体の土地に生産森林組合がつくれるかもしれない。ただ、この点収益金がからんでくるとうまくゆかないだろう。

司会(中尾) 南原共有山戸主会の野上さんに對して、付け加えることがあれば伺いたい。

(野上) 南原で問題となっているのは、むしろ「6割地積」という南原入会地をどのように守るかということだ。南原部落は、昭和10年林野統一時に、全入会地の4割を失うことにより、残り6割の山林の利用権を守ることができた。しかし、最近になって生産森林組合設立準備のための資金捻出のため、「6割地積」内の立木を伐木しようとしたところ、財産区管理者である市長の方から異議が出された。その後、これを発端として問題が起るようになった。私たちは、このままでは「6割地積」の入会権が否定されるようになるのではないかという不安を持っている。しかし、この山林が私たちの入会地であることは厳然たる事実であり、この山林を守ってゆくためにも早急に生産森林組合を設立したい。そのために、ここに出席されている広島県庁の方にもご協力を願いしたい。なお、我々の入会地の一部が県立公園として利用されているが、その貸付料は我々入会権者支払われ

ていないので、現在、それを支払うべく要求している。この入会地は、公有地として非課税となっていることとの関係上、この要求は無理だろうか。あるいは、財産区が入会権者の承諾なくして入会地に火災保険をかけているが、それは不当ではないか。

司会(中尾) 入会地が県立公園として利用されることで入会権の行使に制限が生じているなら、入会権者は、当然にその補償を請求できるだろう。また、財産区が入会地に火災保険をかけている点については、別に入会権者に不利益を与えることではないから、不当だとはいえないと思う。

II 入会整備に関する問題

<官行造林地の整備>

司会(中尾) 高知県の西森さんから、井原報告による財産区の入会整備の理由について質問がでている。

(井原) 地元入会権者が自らの権利を明確にしたいという希望をもっているが、これがその最大の理由だ。この地区では、かつての町村の時代から比べて、現在の広島市下において、行政との間のパイプの通りが悪くなっているようだ。

司会(中尾) 大分県九重町では、財産区有地の整備例が多いが、同町の酒井さんにその状況をうかがいたい。

(酒井) 九重町では、昭和47年から調査を始め、その後、昭和57年まで整備を行なった。結局、財産区有地は、ほとんどが生産森林組合有地となったが、一部の山林は、町有地、および個人有地となった。

(山上) 財産区有地につき、入会権者に課税されるか。

(酒井) 財産区有地は公有地だから非課税だが、入会権者に対しては、使用料名目で、1平方メートルあたり17円程度を徴収している。

(佐川) 三入財産区有地においては、官行造林および公団造林が行なわれているが、この土地を整備して生産森林組合を設立する場合、これら造林契約はどうなるか。また、これらの契約を生産森林組合が引きつぐとしたら、どの程度の面積を組合有地とできるか。

(井原) 官行造林契約は、地方公共団体と国との間の契約だから、その土地の所有者が私人となる場合、単に税金等の手続だけですむのか、問題がでてくるかもしれない。財産区有地が生産森林組合に移行する場合、入会権の存否が重要な問題なので、当該山林が入会地であるならば契約の引きつきが可能ではないだろうか。また、生産森林組合有地における自力造林以外の造林は、2分の1が目安とされている。

(岡本) 私たちの生産森林組合では、官行造林地を土地、立木とも評価の上で持ち込んでいる。法人としての設立は昭和55年だが、昭和35年から部落内で希望者により任意組合をつくり、部落有地に植林をし、また、一部分取契約を結んでいる。この土地を生産森林組合の財産とした場合、補助金や従事割配当に関して様々な問題が想定される。そのため、このような山林を生産森林組合に持ちこんだのがよかったですのかどうかが問題となっている。そこで、このような対処がよかったのかどうかの原則論をうかがいたい。

官行造林地の生産森林組合への移行については、営林署の方からも問題があるとは聞いているが。

(井原) 縁故林の場合でも、土地とともに立木を入れるかどうかの問題がある。その権利が同一とみなされることもあるし、そうでない場合もある。出資から立木の分を除くのもひとつ

の方法だが、この場合、税務署がどんな指摘をするかが問題だ。この点の理解が得られれば同一とみなされないので、これによって生産森林組合に移るという方法が考えられる。

(岡森) 岡本さんへの質問だが、官行造林地を生産森林組合財産とすることにつき、営林署からクレームがついたというのは、具体的にどのようなものか。また、具体的にその組合でいかなる問題がでているか。

(岡本) 立木と土地の双方を評価の対象としたところ、財産区と営林署の間の契約につき無処理で整備をやったわけだ。ただその時に、出資をかなりたくさん消化している。そういうものを生産森林組合に持ちこんでいるだけに、課税の問題や均等割その他でたくさんのものを払っている等、問題があると思う。

司会(中尾) この問題について、佐川さんにお尋ねしたい。國の地上権が設定された官行造林地、すなわち旧市町村名義の土地をすでに生産森林組合財産としたのか。

(佐川) まだだが、今それを考へているところだ。何かよい考へはないだろうか。

司会(中尾) 可能だとは思うが、営林署の承認という問題があろう。ただ、この承認なくして実行した例もある。その場合、無効とはいえないが、國は分取金を町村に支払うことになる。そして、町村からさらに生産森林組合にその分取金が支払われた例はある。この方法がまずいかどうかはわからないが。

<個人分割方式と法人方式>

(音田) 生産森林組合を設立すると、法人税の問題や組合員の労力提供の困難といった問題がつねにでてくる。入会整備において、何故に個人分割が推進されていないのか。

(山上) それは、指導する側である県によっても違う。佐賀県では、分割利用を行なってきた地域では個人分割、共同利用を行なってきた地域では法人化といった指導が行なわれてきた。ただ、共同利用を中心してきた地域についても、税率の面で個人分割の方が優利だと思われる場合は、そのように指導したこともある。しかし、地元の意向として、生産森林組合をと考えているところは、それを尊重すべきだ。

(和田) 我々の地区では、両方の方式で入会整備を行なった。一部の山林につき生産森林組合方式をとったのは、個人分割すると、相続などで地元住民以外の者に所有権が流れるという事態に対する憂慮があったからだ。しかし、設立当時の昭和59年頃は別として、その後の税制改革で課税額が増加したという問題は確かに生じている。

(音田) 生産森林組合を設けても、事業をほとんど行なえないということもある。また、個人分割をした場合に、個人の権利が他元外に流れるというのは、結局は人の心が外に流れるということだろう。

(西森) 入会整備においては、それぞれの入会地のおかれた環境によって対応が変わってくる。高知県の場合でも、入会地がほぼ個人利用されている場合、個人分割方式をとり、また共同利用地については生産森林組合方式をとった。このような法人方式をとった入会地についても、確かに事業が進まないので個人に分け直したいという意見がでてきたこともある。その時には、法人経営を続けるように指導したが、確かに入会整備は実施したが、単に登記名義が変わっただけで山林の現実は何も変わっていないこともある。この点についての問題が音田さんの切実な質問の核心部分であり、本大会の大き

なテーマでもある。つまり、法人方式であろうと、分割方式であろうと、最も重要な点は、その後の高度利用の推進というところにある。

〈いわゆる土地実地調査書の添付について〉
(足立) 表示登記のない土地の登記簿をつくる場合、不動産登記法80条2項に従い、所有権の証明書を添付しなければならない。しかし、不動産登記法事務取扱準則121条2項では、国または地方公共団体の所有する土地の表示登記を嘱託する場合には、この証明書の添付が省略できる旨が規定されている。入会整備の場合、この証明書の添付は必要だろか。

(森田) 表示登記のない土地については、前提登記により新たに地盤を起こすことになる。入会整備の場合、知事が当該土地を確かに入会地だと認め、その整備計画書を嘱託登記書に添付することになっている。それによって所有権の証明ということになるのではないか。もっとも、所有権の証明書は、担当登記官の判断によって決まる部分なので、表示登記のない入会地の整備については、登記官と事前に相談しておいた方がよいだろう。

(足立) 所有権登記のある土地の合筆登記につき、官公庁の嘱託登記の場合、登記済証の添付が省略できることが多いと聞いたことがあるが、入会整備の場合はどうか。

(森田) 整備後に個人分割する場合、一度合筆した後に改めて分筆する作業がよく行なわれるようだが、その場合、登記済証の添付は必要ではない。

(足立) 不動産の表示に関する登記嘱託書に「土地実地調査書」の添付が義務づけられている。これは、昭和58年1月の通知らしいが、この点につき各県の方にこれを添付しているかど

うか尋ねたい。本来、この調査書の内容は、入会整備計画書の内容に非常に似ているのでその添付を省略できないものだろうか。その陳情を合同で行なったらと思うが。

(松尾忠) その調査書というものがどういうものかよくわからない。熊本県ではそれを添付したことではない。

(松尾俊) 長崎県でも、それがたしか膨大な資料だという話を聞いた。できれば省略したい。(長浜) 鹿児島県でもそれを添付した例はない。この点については、法務局によっても違うようだが、義務付けといった強いものでなく参考程度ではないか。

(実松) 佐賀県では、これを添付していると思う。

(金城) 沖縄では、58年度まで添付されていなかったが、59年度から登記官が義務として提出を求めているようだ。

(神菊) 宮崎県では、法務局からそのような要求を受けておらず、添付したことはない。

(森田) この「土地実地調査書」は、各法務局単位により、それぞれの実情に応じて、参考資料として登記申請人に提出を依頼している。これは、登記官が自信をもって登記を行ないたいという点で求めているもので、あくまで任意のものだ。このような調査書の添付ということが始まったのは、実は農地の区画整理事業などで問題があったのが原因らしい。というのは、この事業によって農地の形状が完全に変わってしまうため、現在の状態を何んとか把握するために、このような調査書がないと困ることが多い。ところが山林の場合、それほど形状が変化するということもなく、また、知事が認可したものについてはそれほど誤りがあるというわけでもないから、一筆ごとに山林の実地調査書を添付するのは勘弁してくれないかという意見が

出ている。各地方ごとに対応していただきたい。

III 生産森林組合の運営

〈経理上の問題〉

司会(中尾) 山上さんに対して、佐々木さんから、報告中第4グラフの特別収益と事業収益の内容について質問がでている。

(山上) 特別収益の中には、土地の公共用地としての売却収益と、補助金収益がある。事業外収益は、組合員の納入する組合運営費としての収入だ。

(山本) 官行造林等が行なわれている場合、その分収金が従事分量配当の対象となるかどうかという問題がある。また、補助金収入により経理の上で黒字がでた場合も同様の問題がある。補助事業というのは、例えば枝打ちや間伐といったものだろうが、それについての経費は固定資産に計上しなければならない。補助金収入により利益がでるという点についてお聞きしたい。(山上) 佐賀県の方法は、固定資産取得に対する補助金は、借方としての処理をしている。その場合、固定資産の圧縮が可能となる。造林に対する補助金においては、当然にその前段階で森林勘定に計上しているので、その森林を圧縮することにより、借方森林圧縮として収益がでてこない、といった会計処理をしている。(山本) 従事分量配当の該当の是非の基準について尋ねたい。我々の組合においては、組合員の高齢化のため、出役率50%未満という状況だ。その場合の出不足金収入については、その年々で、特別会計あるいは雑収入というように、税理士による指導が異なることがある。(山上) 官行造林地をもつある組合では、そこからの収益につき、配当金という名目の処理をしている。そして、後期決算の見通しが十分

に立たない時期であっても、組合員が従事していたとの観点で、いわば従事分量配当の前渡しという形で配当している。もっとも、分収契約の内容によっては、二者契約と三者契約の場合がある。二者契約の場合、土地所有者でない事業付加者（納税者）がある場合には、当然に組合が何らかの所有をしているとの観点から、剰余金がでたら従事分量配当を行なうべきだ。ただ、三者契約の場合、森林組合等が納税者となる。この場合、森林組合が労務班として従事したいという場合はともかくとして、従事分量配当は難しいのではないか。

（神崎）出不足金を収益として計上すると課税されるが、これはおかしい。出不足金の支払は、一応は出役義務の履行だから収益金としての計上の必要はないと思う。あるいはこれをいわば賃金として従事分量配当すれば、差し引きゼロとなるのではないか。

（岡森）出不足金の支払いは、出役の代償だから、投資額とはならないのではないか。したがって、収益として計上する必要はないと思う。仮にそれを収益とした場合、これは山林収入ではないから、従事分量配当できないのではないか。

（山本）出不足金を雑収入としても、従事割配当できないというのが税務署の考え方のようだ。

＜税金について＞

司会（松原）昨年から個人事業税が高くなつたが、税金の問題についてたくさんの質問がでている。たとえば、松尾さんから、木材価格の低下と法人住民税の均等割の上昇の関係で重税感がひどくなっている点につき、知恵を借りたいという質問がでている。

（山上）佐賀県下では、資本金が1千万円以

上の組合が、100法人中29組合ある。ひとつ的方法として、この資本金を適当な額に縮少することがあげられる。1千万円以下にすれば、住民税額は3分の1程度になる。その他、何らかの方法で住民税を減額してもらう手があるかもしれないが、難しいだろう。我々も、何らかの形でこれを実現したいと考え、いろいろ要望を出しているが、その結果がぼちぼち出ている。団体として活動を行なっているのは、県の生産森林組合協議会であり、県に対して陳情している。市町村に対しては、地方協議会が、また、これが組織されていない地域は、各組合長が合同で陳情している。現在、減免をした市町村は一か所ある。これは、その市町村の判断で決定したことであり、条例まで設けられたわけではない。

（山本）法人税等の問題の前提として、経理の問題について聞きたい。立木の評価は固定資産としてなされることになっているが、これは棚卸資産とみるべきではないか。そのように処理すれば、均等割が縮少できると思うが。

（洲浜）生産森林組合において、森林に投資したものを経理する方法は2通りある。ひとつは森林に計上する方法、もうひとつは当該年度の費用で落す方法だ。後者の方法だと、将来、立木の場合は原価で引きさることができない、したがって、税法上は、将来的にはなし崩しに平等になる。ところが、山本さんの意見は、立木を棚卸資産とみるということだが、このように処理すると経理上おかしくなる。棚卸しを将来どのように経理するか。まず、立木が折れた場合、それが原価にふりかえられるか。このような点から考えると、森林に経理した方がよい。立木折損の場合、その森林形成に要した費用が森林の原価としての費用として認められることになる。

（山本）そのような場合のために、従事分量配当が非課税として認められているのではないか。

（洲浜）従事分量配当が認められているといふのは、当該年度の費用で落とさないからであり、それは生産森林組合が賃金を支払わない団体だからだ。したがって、生産森林組合は、立木代金収入全部につき従事分量配当できるというようになっていない。生産森林組合は、そのような恩典を活用しつつ経営すべきものだ。たとえば、減免措置の問題が先ほどでたが、組合の実体をみればそうあるべきだろう。しかし、そうすると、毎年そのための申請をする必要がある。また、中には、法人としてはどうかと思われる内容の経理をしている組合もある。そのような経理状態で減免申請しても難しいだろう。やはり、適切な経理体系を確立すると同時に、短期収入の途を模索する努力が必要だ。

（実松）佐賀県においては、法人住民税の5割増により、入会整備が進めにくくなっている。最近、九州各県の税務課関係のブロック会議において、佐賀県から法人住民税均等割の減免の提案が行なわれているが、反応はあまり積極的でなかったようだ。

（森田）生産森林組合に対する見方についてお話ししたい。全国の組合数は約3,000だが、そのうちの約9割が入会整備によって生まれている。その山林面積は約35万haに達するが、仮にこれが個人分割されいたら、わが国の林業に対する大きな足かせとなっていたんだろう。このような法人による林業経営は、きわめて合理的なものと信じている。しかし、一方で資源未成熟等のため経営の苦しい組合があることも事実だ。そのため、自治体に対して減免をお願いするという必要があるかもしれない。減免状況の調査が今年全国的規模で行なわれている。減

免申請の資料として活用して頂ければと思う。

＜付帯事業について＞

司会（松原）西森さんから江崎さんへ林業経営を目的とする生産森林組合がスイミングスクール等に土地を貸付けることは非、とくに定款との関係で問題はないかという質問がでている。昭山さんや山上さんからも同様の質問がでている。古賀さんからは、付帯事業を始めるにあたっての資金面についての質問がでている。

（江崎）スイミングスクールの例は、今年の一斉調査の時にわかったものだ。最近の林業生産の低下および林野の保健文化利用の高まりにより生産森林組合が付帯事業を行なう例が増加しているが、一定の要件を満たせばこのような事業も法的にみて不可能ではないとされている。我々は、その要件を注意深く検討した上で問題はないと判断した。定款についてみてもそれはど問題はないと思う。資金面としては、現在の生産森林組合の実情からすれば、自己資金でこれを行なうのは無理で、外部資金に頼る必要があろう。

（昭山）参加者の中で、このような事業の成功例、あるいは失敗例をご存じの方がいたらお聞きしたい。

（久保）我々は、昨年整備を終えた都市近郊の組合（組合員180名、面積200ha）だが、東広島の名産である西条柿の生産のほか、桜や梅を中心とした観光産業を計画中だ、現在は、土地をゴルフ場等に貸付けており、600万円ほどの収入を得ている。これらの収入により、毎年5haづつ、松茸環境整備を行なっているが、松茸による収入も100万円ほどある。このような事業で、ずいぶん山林が美しくなった。

（岡森）現行法の枠内で無限に拡大できるか、そこを法的にみてどのように考えるかが大きくな

課題だ。確かに、純粹に林業だけで経営していくのは大変だと思う。しかし、事業の範囲につき、現行法でどこまで拡大できるのか、できなければ法律を改正するべきか、その点を詰めて考える必要がありはしないか。

(森田) 農業においては農事組合法人、漁業においては漁業生産組合がある。生産森林組合もこれらの団体との関係でみることも必要だろう。

〈解散その他の問題〉

(金城) 佐賀県において、163組合中、3つの解散組合があったというが、解散の理由なし原因、その後の土地利用について伺いたい。また、解散によって、入会権は復元するのか。造林のために投資が行なわれている場合、その取扱いはどうされたか。

(山上) 3つの組合に共通していることは、土地を公共用地として売却したという点だ。一部には、大規模山林所有者に売却した例もある。しかし、その発端は、なんといっても労働力の不足だ。もっとも当該山林については、解散後も林業経営は続いている。入会権は、整備の時点で消滅しているので、このような解散によって、入会権は復元しないだろう。

(神崎) 山林資産がなくなった場合は別として、運営面での理由により解散したい場合、どのような手続が必要か。これまで受けた補助金の関係で、何年ぐらいたないと解散できないか。

(洲浜) 解散といっても、様々なケースがある。総会決議によるもの、組合が破産した場合、行政による解散命令などの場合がある。さらに、組合員の減少による解散もある。このような場合、各手続が若干異なることがある。島根県では、整備によらない生産森林組合が設立後一年で解散した例がある。解散後は、役員が清算人として清算手続をとり、出資金の整理、債務の弁済など財産の処分を行なう。この手続の結了、および行政庁の解散認可により組合が消滅する。

(関) 高知県では、今年、4つの生産森林組合に解散命令を出した。その理由は、山林を処分して事業を廃止したからだ。そのうち、1件が清算の結了段階まで達している。

(岡森) 解散のための費用はいくらいるかというところが問題だろう。もちろん、組合員数や資産額でかなり違うと思うが、解散のための費用が相当かかるとすれば、現状のまま組合を維持した方がよいということもある。

(森田) 解散にともなう経費としては、まず、登録免許税関係として、1万ないし2万円ほどかかるだろう。また、組合員各自に対しては、清算手続により組合の残余財産の配分を受けるから、その分の所得に課税されると思う。

(中尾) 組合員の脱退に伴う払戻金について問題がある。兵庫県において、岡山県境にある生産森林組合で、脱退者に47万円を払戻したところ、全山林資産の額から計算すると、1人あたり1,000万円の資産となるのでこの額を払戻せという訴訟があった。この訴訟は、去年6月に、神戸地裁姫路支部で右脱退者の敗訴となっている。もっとも、この判決は、持分の一部である出資金を払戻せばよいといったのではなく、脱退者が転出の時に組合員資格を失い、その後、確か2年であったか、払戻請求権が時効によって消滅したといっている。したがって、重要なことは、転出によって組合員資格を失うということを定款に明記すべきである。この点、林野庁の考え方があいまいで、転出によっても組合員資格を失わないとされる表現がされている。しかし、転出者の組合員資格を認めなければならないということはない。この場合、入会慣習

と同様の規定をもつことができる。

(渡辺) 生産森林組合が役員の変更登記を怠った場合、どのような制裁を受けるか。事例があつたら教えて欲しい。

(森田) 金額ははっきり覚えていないが、過料が課される。滋賀県だったか、ある組合でうっかりしていてこの過料が課されて驚いた、という例がある。

IV 入会権に関する法的問題

〈未登記の入会地について〉

(江口) 入会地につき県道用地として売却が行なわれたが、その土地が大字名(下曾瓦村手打)にもとづく表題部登記となっていたところ、同地区にある入会集団とは別個の、いわゆる行政上の区の代表者名義で保存登記された。これを正しく登記し直す手続きはどうしたらよいか。

(中尾) いわゆる区の代表者とは、その入会集団と無関係か。そうだとすれば、どうしてそんな事態が起きたのか。

(江口) 無関係だ。これまで、未登記の土地は下曾瓦村名義で保存登記してきたが、この大字手打の中に三つの入会集団があったところ、その全体の区の代表者名義で保存登記が行なわれてしまった。

(中尾) いわゆるみなしだけとして下曾瓦村名義で町長の職権で保存登記が行なわれ、直ちに区の代表者名義に移転登記されたものであろう。道路用地については、区の代表者から移転登記を受けることが可能だ。

(江口) 問題となった土地は道路用地だけではない。区との交渉により、区側もこれらの土地の名義を入会集団に返すといっているが、手続としてはどのような方法が考えられるか。

(中尾) やはり、区の代表者から入会集団側

に移転登記をするという方法が無難だろう。もっとも、入会集団名義では登記できないので、代表者名義か記名共有名義にせざるをえない。

(江口) 今後、県としては、未登記の土地を買入れる際、どういう点に注意すべきか。

(中尾) やはり、保存登記は表題部所有者、大字の場合はみなしだけという形で行なう以外にない。県が買入れる土地については、速やかに県が移転登記を受ける手立てをとればよい。それ以外の入会地については、これが誰の財産であるかということを入会集団と区の方でよく話し合いをすべきだ。

〈村有入会地の非農業的利用と村の対応〉

(浜崎) 公(村)有入会地につき、ゴルフ場用地としての貸付けの申入れが入会権者に対して行なわれ、入会権者がこれに同意しても、村がこれに異議を唱えることができるか。

(中尾) 入会地の処分は、入会権者全員の同意がなければならない。仮にその同意があって、第三者に貸付けられた場合、これを入会集団による一種の契約利用だと解すると、村は必ずしも異議を唱えられないかもしれない。しかし、その場合、第三者の利用が農林業的利用の範囲を逸脱するならば、入会権者は、地盤所有者たる村と事前に協議する必要があろう。あるいは、入会権者が第三者にゴルフ場経営を認めるのは、へたをすれば入会権の放棄につながりかねない。すると、その第三者は村と契約しなければならなくなるが、その場合、村はこれに応ずる義務はない。

(浜崎) 入会地をこのような第三者の利用に供するかどうかといった点につき、入会権者各人が集団の代表者に一任してしまったらどうなるか。

(中尾) もし、そのことが入会権放棄につな

がるとすれば、各人が自分の権利の放棄を他人に委任するということは考えられない。本来、自分達の山林をゴルフ場化してしまうという重大な問題について、代表者だけに任せてしまう

というのは、入会集団の性格からみて、あるいは法的にみて問題があるよう思う。

司会（松原） 時間が来たので終了したい。盛会裡にシンポジウムを進行できたことに感謝する。

<大会記事>

西日本入会研究会第12回大会は、昭和61年9月10日～12日に岡山市において188名の会員の参加を得て開催された。また、地元岡山県内の生産森林組合の組合員や入会林野の関係者の方々が多数参加され盛会であった。

岡山県農林部石川次長及び林野庁森林組合課森田栄一氏には御多忙中にもかかわらず御出席をいただき御挨拶並びに御講演をいただいた。

なお、3日間の日程は次のとおりであった。

◎第12回大会次第

9月10日 於岡山市山佐別館

※運営委員会（19時～20時）

①会務報告及び会計報告案の検討

②第13回大会開催地の検討

③役員の交代について

※幹事会（各県の入会担当者、20時～21時）

①会員の拡大及び会費の徴収について

9月11日 9時30分開催

総会司会 岡山県林政課 政久 弘美

1. 開会の挨拶 岡山県農林部次長 石川

1. 代表委員挨拶 西日本入会林野研究会

代表委員 中尾 英俊

1. 講 演 林野庁就林組合課

森田 栄一

1. 問題提起

① 和田 政利（岡山県樅原上第一生産森林組合長）

② 江崎 浩二（福岡県林政課）

③ 井原 直幸（広島農業短期大学）

④ 山上 三郎（佐賀県生産森林組合協議会）

1. 研究会総会

議長 西森 正信（高知県木材振興課）
(中食)

1. シンポジウム

司会 中尾 英俊（西南学院大学）
松原 功（山口県椎茸農業協同組合）

1. 謝辞 正岡喜久利（愛媛大学）

9月12日 現地検討会

8時30分 宿舎（山佐別館）出発

東山内生産森林組合及びその他を視察のあと岡山駅にて解散。

◎ 総会

午後のシンポジウムに先だって総会が開かれ、西森正信氏（高知県）の議長によって議事が進められた。研究会事務局の岡森昭則氏（九州大学）によって会務報告（昭和60年10月～61年9月）及び会計報告（同）が提案され、承認されたあと、次回開催予定地の決定及び役員の選出の順に進められた。それぞれの内容は次のとおりである。

1. 会務報告

(1) 活動日誌

（昭和60年）

10月15～17日 第11回大会（佐賀県唐津市

223人）

（昭和61年）

5月12日 第12回大会の打ち合わせ

（岡山県庁）

5月20日 申（第7号）及び東日本入会林野研究会会報第6号を受信

問題提起者の選定について依頼

問題提起者の決定

7月4日 第12回大会の案内状発信
会員の確認及び会費の徴集

並びに入会林野等担当者名簿について提出依頼（各県幹事）

8月5日 会報第11号発送

(2) 会計報告及び会計監査報告
別紙のとおり

2. 審議事項

(1) 次期開催地

福岡県内の予定で準備を進める
(詳細は運営委員会と地元とで協議)

(2) 役員の選出（運営委員）

○ 市町村関係

久保 政登（広島県湯来町）
……（広島県の市町村）

佐藤 英男（熊本県南小国町）…留任

酒井 利幸（大分県九重町）……留任

中越 武美（高知県樅原町）

……青木 光夫（高知県樅原町）

山崎 士（佐賀県唐津市）

……（福岡県の市町村）

○ 県関係

今久保幸徳（高知県林業課）

……小味 章秀（高知県林業課）

広井 睦生（岡山県林政課）

……吉岡 哲哉（岡山県林政課）

山口 節（宮崎県林産課）

……神菊 憲一（宮崎県林育課）

諸岡 哲夫（佐賀県林務課）……留任

渡部 弘明（島根県林政課）

……（福岡県林政課）

○ 大学関係

矢野 達雄（愛媛大学法文学部）

……留任

北川 泉（島根大学農学部）

……留任

中尾 英俊（西南学院大学法学部）

……留任

堺 正紘（九州大学農学部）

……留任

○ 監事

松原 功（山口県椎茸農協）

……留任

山上 三郎（佐賀県生森協）……留任

○ 西日本入会林野研究会第11期会計報告

(自 昭和60年9月1日 至 昭和61年8月31日)

項目	前期	本期	摘要
1 前期繰り越し	159,613	217,37	
2 会費	237,500	158,500	317人
3 大会参加費	459,000	236,000	118人
4 その他	5,577	5,199	利子、会報7冊
収入合計	861,690	421,436	
1 会報費	470,000	190,000	印刷費120,000
2 会場係旅費	185,600	112,000	4人
3 連絡旅費	10,340	8,900	1泊分
4 運営委員会費	4,800	0	
5 通信費	31,990	15,430	切手、封筒
6 監事会費	0	28,500	
7 謝金	45,000	20,000	
8 事務局費	92,223	40,900	
支出合計	839,953	415,730	
次期繰り越し	217,37	5,706	

昭和61年9月10日

西日本入会林野研究会 代表委員 中尾英俊

○ 会計監査報告

第11期の会計処理は適正になされ何ら異常のなかったことを認めます。

監事 松原功
山上三郎

